

「南島原市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の一部改正について

1. 条例改正の経緯及び目的

森林法施行令の改正に伴い、太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発で 0.5 ヘクタールを超えるものが許可対象とされました。

また、大雨による太陽光設置箇所の土砂流出などの災害が発生するとともに、太陽光発電設備の事業廃止に伴う放置や不法投棄が懸念されています。

このような状況を踏まえ、「南島原市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の一部を改正しました。

2. 改正の概要

- (1) 森林法施行令の改正に伴う太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発の許可対象要件に準じて、事前協議や市長の許可を必要とする事業区域を現行の 1 ヘクタール超から 0.5 ヘクタール超としました。

併わせて、既存の太陽光発電設備がある区域と、新規に事業を行おうとする区域が同一の事業区域とみなされる場合は、既存の施設と新規の施設の面積を合算し、その面積が 0.5 ヘクタールを超える場合は、事前協議や市長の許可を要することとします。

- (2) 市長の許可要件等を変更することに伴い、事業者に対する報告・資料提供および事業区域等への立ち入り検査に係る面積要件を 0.5 ヘクタールを超える事業区域に変更しました。

- (3) 太陽光発電設備の適正な維持管理と災害発生時の措置に関する報告の規定を追加し、平時や災害発生時の適正な対応を図ります。

- (4) 事業者が事業を廃止した場合は、法律に基づき、太陽光発電設備を放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任で適正に処分するように規定を追加し、事業廃止に伴う放置や不法投棄の不安解消を図ります。